

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議

去る2月24日、国際社会の度重なる警告を無視し、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。

ウクライナの主権と領土の一体性を武力により一方的に侵害するこの暴挙は、国連憲章が禁止する違法な武力行使であり、かつ明白に国際法に違反するものである。

また、プーチン大統領は、核兵器使用を示唆する発言をしており、被爆地広島と同じ県内にある尾道市議会として、断じて容認することはできない。

よって、非核平和都市を宣言する尾道市議会は、一連のロシアによる軍事的暴挙に対して、抗議と非難の意を強く表明するとともに、国際法の遵守並びに即時の攻撃停止と無条件での完全撤退を強く求める。

以上決議する。

令和4年3月8日

尾 道 市 議 会